

告示

埼玉県告示第七百八十四号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所でなくなった。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上田清司

診療所		撤回日
名称	所在地	
高梨医院	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目八番十号	平成三十年七月二日